

決議案第1号

令和6年6月11日提出

提出者 松山市議会議員 梶原時義

門田寛子

土井田学

令和6年6月14日 否決

松本博和議員への議会に対する市民の信頼を回復できるように説明責任を果たす行動を強く求める決議について

松本博和議員への議会に対する市民の信頼を回復できるように説明責任を果たす行動を強く求める決議を次のとおり提出する。

記

松本博和議員への議会に対する市民の信頼を回復できるように説明責任を果たす行動を強く求める決議

市長が招集する定例議会や、委員会への議員出席要請に伴う費用弁償について、議員が申し出た住所地からではなく、市議会に近い市内中心部にも居住実態がある議員が、申請に基づき長年過大な費用弁償を受けてきたと思われる。

松本博和議員の主な居住実態があるのは中島ではなく、市内中心部に近いマンションにあるとのことで、そこから議会などに出席しながら、中島からの費用弁償を受けているため過大受給ではないかとの市民とマスコミからの疑惑を受けて、議会では全員協議会を開くなど、松本博和議員に市民から見て過大な受給とならないよう届出住居の変更をするとともに、今まで過大に受けたと思われる分の費用弁償を返済するよう求めた上で、市民に対し説明責任を果たすよう要請したが、「返金を申し出たが寄附行為にあたるので返せなかった」とか「費用弁償制度の問題」とか議員の政治倫理とモラルの問題を、弁護士と相

談し、この期に及んでは「過大な受給とっていない」と述べ、自らが立てた弁護士の法的な費用弁償解釈に逃げ込むという態度は、明らかに松山市議会議員としての政治倫理とモラルに欠けるだけでなく、松山市議会議員の品位と名誉を損なう行為である。

費用弁償は、市民の血税から出ており、過大な受給など絶対にあってはならず、市民の怒りも当然である。

過大な受給にあたると思われる部分について速やかに返金することも含め、市民に理解を得られる努力をし、議会に対する市民の信頼を回復できるように説明責任を果たす行動を強く求めるものである。

以上のとおり決議する。